

大個審答申第 75 号
平成 27 年 11 月 27 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 赤津 加奈美

大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 25 年 6 月 14 日付け大平生第 228 号及び平成 26 年 7 月 15 日付け大平生第 353 号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 25 年 3 月 22 日付け大平保生第 1177 号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定 1」という。）及び平成 26 年 3 月 25 日付け大平生第 1298 号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 と総称して「本件各決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

- (1) 異議申立人は、平成 25 年 3 月 8 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平野区役所の持つ生活保護法第 25 条 1 項を否定する急迫保護不要示すもの全部（異議申立人分）」を求める旨の開示請求（以下「本件請求 1」という。）を行った。
- (2) 異議申立人は、平成 26 年 3 月 12 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「生活保護法第 29 条、個人情報保護条例第 7 条、等の『関係先調査』実施した、『同意書（H23. 5 / 13）』に基づいた特定信販会社分求める」旨の開示請求（以下「本件請求 2」といい、本件請求 1 と総称して「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

(1) 本件決定 1

実施機関は、本件請求 1 に係る保有個人情報（以下「本件情報 1」という。）が存在しない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定 1 を行った。

記

「開示請求書に記載された事項について、当実施機関は急迫した状況にあったと

判断しておらず、他に特定する公文書も存在しないため。」

(2) 本件決定2

実施機関は、本件請求2に係る保有個人情報（以下「本件情報2」といい、本件情報1と総称して「本件各情報」という。）が存在しない理由を次のとおり付して、条例第23条第2項に基づき、本件決定2を行った。

記

「当実施機関は、本件に関して、生活保護法第29条に基づく特定信販会社に対する調査は実施しておらず、他に特定する公文書も存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年3月29日及び平成26年4月8日に、本件決定1及び本件決定2を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づく異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

処分の取り消しを求める。

「急迫した状況にあったと判断しておらず」本件不存在決定は、請求用件「急迫保護不要示すもの全部」為、決定理由不一致。

2 本件決定2について

過払い金の判明する調査経緯が、本件の不存在非開示では判然とせず、又、「保護決定通知書」2点が事実関係からの「保護決定通知書」期日の保護支給無く、その後の「保護変更通知書」での保護支給する異例事態に義疑有

異議申立人の「同意書」に基づいた、特定信販会社の調査資料が、不存在非開示は、保護決定通知書2点の期日との整合性分からず、具体的詳細は、理由要する為、不服申し立て提出、大阪府「答申」を事実関係経緯の1つとして、添明資料として提出。如何なる検討しても過払い金25万円の調査経緯が判然としない。状況判断可能な理由求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

(1) 生活保護事務における急迫保護について

生活保護事務における急迫保護とは、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下

「法」という。)第7条ただし書及び第25条に定める職権による保護のことである。

法第7条には、保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする規定されており、生活保護は要保護者等の申請に基づき開始することが原則である。

しかし、要保護者等による申請だけでは、要保護者の保護に欠ける場合があるので、法第7条ただし書は例外的に職権による保護を定めている。また、法第25条第1項は職権による保護の手続規定であり、保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならないと規定されている。

この「急迫した状況」とは、生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいい、たとえば、保護を受けていない患者が急迫した状況にあるため、保護の申請手続きをとらず入院し、又は入院外の治療を受けた場合などがそれに該当する。(厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護法による医療扶助運営要領について」第3 医療扶助実施方式 10 急迫保護等より)

この職権による保護を行う場合、実施機関は、医療機関等からの連絡の経緯を記録し、これらの情報を基に判断するが、状況に応じて課長級、係長級の職員を構成員とするケース診断会議において要保護者が「急迫した状況」に該当するか否かを判定し、実施機関において職権による保護の開始決定を行うことになる。

一方、要保護者等からの保護の相談を受け、原則どおり、申請に基づき生活保護決定がなされる場合は、実施機関は、例外的な取扱いである職権による保護の要否について検討することはない。

(2) 本件決定1を行った理由について

実施機関が、異議申立人について生活保護決定を行うまでの経過としては、平成23年1月～5月の間に、3回にわたり異議申立人及びその配偶者の保護の申請相談を受け、最終的に平成23年5月13日付け申請手続により生活保護受給の開始決定を行っている。当時、異議申立人は配偶者と同居で在宅療養中であるも、車いすを使用し外出可能であり、また、これまで生活援助をしてきた子の世帯が近隣に住んでいるという状況であり、生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫しているとは言えない状況であった。

したがって、実施機関としては、原則どおり異議申立人からの申請に基づき生活保護決定を行っており、法第25条第1項に基づく職権による保護の要否についてそもそも検討する必要がないため、異議申立人について同項の適用を否定する判断を行っていない。

よって、実施機関は本件情報1を保有していないため、本件決定1を行ったものである。

2 本件決定2について

(1) 法第 29 条に基づく調査について

法第 29 条において、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる(平成 23 年 5 月時点の条文)と規定されており、保護決定時に法第 4 条第 1 項による、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のため活用しているかどうかを調査するものである。

(2) 本件決定 2 を行った理由について

実施機関が行った、異議申立人に係る法第 29 条に基づく調査の調査先に特定信販会社は含まれておらず、実施機関は、本件情報 2 を保有していないため、本件決定 2 を行ったものである。

なお、実施機関は、異議申立人に係る特定信販会社に関する過払い金の精算金についての書類(債権届出書、残高証明書、和解書及び振込入金時の預金通帳の各コピー)を保有しているが、これらは異議申立人から提出された書類であり、実施機関が行った調査によるものでないため、本件情報 2 には該当しない。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求に係る保有個人情報が存在しないことを理由に本件各決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件各決定の取消しを求めるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各情報が存在しないとしてなされた本件各決定の妥当性である。

3 本件各決定の妥当性について

(1) 本件決定 1 の妥当性について

実施機関によれば、前記第 4 の 1 のとおり、要保護者等からの生活保護の相談を受け、法第 7 条本文による申請に基づく生活保護決定がなされる場合には、実施機関は、例外的な取扱いである職権による保護の要否について検討することはなく、また、要保護者について、職権による保護がなされた後、法第 7 条本文による申請

に基づく生活保護決定がなされた場合には、生活保護ケース記録票の「申請処理経過」欄及び「保護申請の事由」欄にその旨記載されるとのことであった。

ここで、実施機関に確認したところ、異議申立人については、法第7条本文による申請に基づく生活保護決定がなされており、法第25条第1項に基づく職権による保護の要否について検討していないとのことであった。

また、当審議会において、異議申立人に係る生活保護ケース記録票の「申請処理経過」欄及び「保護申請の事由」欄を実際に見分したところ、異議申立人に対して職権による保護を行った旨の記載はないことが確認できた。

以上を踏まえると、本件情報1を保有していないとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

(2) 本件決定2の妥当性について

当審議会において、実施機関が行った異議申立人に係る法第29条に基づく調査の調査先が記録された文書を実際に見分したところ、特定信販会社は含まれていないことが確認できた。

以上を踏まえると、本件情報2を保有していないとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 玉田裕子、委員 豊永泰雄、委員 久末弥生、委員 村田尚紀
委員 川島裕理

(参考) 答申に至る経過

平成25年度諮問受理第58号及び平成26年度諮問受理第46号

年 月 日	経 過
平成25年6月14日	諮問（平成25年度諮問受理番号第58号）
平成26年7月15日	諮問（平成26年度諮問受理番号第46号）
平成27年6月29日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成27年9月10日	審議（論点整理）
平成27年10月15日	実施機関理由説明
平成27年11月5日	審議（答申案）
平成27年11月27日	答申